美祢市立美東病院食品納入に係る
一般公募型プロポーザル実施要領
（長期継続契約）

１　目的

この要領は、「美祢市立美東病院食品納入」に係る受託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

２　事業内容

（１）　業務名　美祢市立美東病院食品納入

（２）　業務内容

ア　食品納入業務とし、詳細については仕様書（別紙）を参照のこと。

イ　令和６年４月１日までに物品等を準備し、令和６年４月１日から業務を遂行できる体制を整えること。

（３）　履行期間

令和６年４月１日から令和９年３月３１日（長期継続契約）

※　ただし、期間内に、施設の建て替え等により公共の用に供することができなくなった場合、支出予算の減額又は削除があった場合、又は、契約に定める事項に違反又は履行を怠った場合は、期間中であっても契約を変更又は解除することができる。

なお、受託者は、契約の変更又は解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を委託者に請求することができない。

（４）　業者選定方法

公募型プロポーザル方式（価格面と企画内容を総合的に評価し、優先交渉件者を選定する。）

（５）　履行場所

美祢市病院事業局美祢市立美東病院　　美祢市美東町大田 3800 番地

３　参加資格要件

申込者は、次に掲げる条件をすべて備えていることを必要とする。

（１）　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号、以下「政令」という。）を遵守すること。

（２）　政令第１６７条の４第１項の規定に該当しないものであること。

（３）　山口県内に営業所があり、美祢市競争入札参加資格を有すること。

（４）　山口県内の病院、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等へ納入実績があること。

（５）令和５年１０月現在、過去３年間に山口県内において病院、特別養護老人ホーム等で食中毒などの事故発生、またはそれに伴う行政処分を受けていない

こと。

（６）行政監査に必要な書類の作成が可能であること。

（７）栄養士等によるアフターフォロー体制が組めること。

（８）１食単位の発注が可能であること。

（９）県内または隣県にセントラルキッチンを有し、災害等が起こった際も滞りなく納入できること。

（１０）納入する食品は原則冷凍又は冷蔵で届けることが可能なこと。

（１１）衛生面を考慮し、毎日納品することが可能なこと。

（１２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（１３）暴力団（暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第１項第２号の規定によるもの)、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者が経営運営に関係しない者であること。

４　実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	項目	日時または期限等
1	プロポーザル公募開始	令和５年１２月　１日（金）
2	質問書の受付期限	令和５年１２月　８日（金）
3	質問への回答期限	令和５年１２月１５日（金）
4	参加申請書及び添付書類の提出期限	令和５年１２月２２日（金）
5	企画提案書の提出期限	令和５年１２月２８日（木）
6	ヒアリング審査(プレゼン)	令和６年　１月１７日（水）〔予定〕
7	選定、非選定通知	令和６年　１月２４日（水）〔予定〕

５　質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加申込及び企画提案に関する提出書類及び業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

（１）　提出期限

令和５年１２月８日（金）　１７時まで

（２）　提出先及び方法

美祢市病院事業局美祢市立美東病院（以下、「美東病院」という。）へ電子メールにて質問書（様式７）を提出すること。

※　質問した場合は、必ず美東病院に電話等で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

※　電話又は口頭による質問は受け付けない。

（３）　回答方法

質問に対する回答は、集約したうえで、質問者名を伏せて令和５年１２月１５日（金）までに美東病院ホームページに掲載する。

なお、質問書に対する回答は、回答の内容に応じて、本実施要領又は仕様書の修正と見なす。

６　参加申込の手続

（１）　参加申込提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び美祢市契約規則等の各規定を理解した上で、参加申込書及び下記添付書類を各１部提出すること。

ア　参加申込書（様式第１）

イ　会社概要書（様式第２）

※　財務諸表を含む。

ウ　業務実績（過去５年間のもの）（様式第３）

※　同種業務を履行した（又は履行中）と証する書類（契約書の写し等、契約金額は黒塗りすること）及び業務内容が確認できるもの（仕様書の写し等）を添付すること。

※　業務実績が複数ある場合は、直近又は同規模（100 床程度）の 2 契約分を提出すること。

エ　暴力団排除に関する誓約書（様式第４）

オ　業務実施体制表（様式第５）

カ　委任状（様式第６）

キ　国税及び地方税に滞納がないことの証明書（発行後３ヶ月以内）

ク　履歴事項全部証明書（発行後３ヶ月以内）

（２）　提出期間

令和５年１２月１５日（金）から令和５年１２月２２日（金）まで

（３）　提出先及び方法

美東病院へ持参又は郵送で提出すること。

持参の場合は、９時から１７時まで（土･日曜日、祝日を除く）に提出すること。

７　参加資格要件の確認

（１）　参加申込書を受理した全ての者を対象として、実施要領等に適合している

かどうかについて、事前審査を行い、その結果を「美祢市病院等事業における業務委託等運営事業者選定委員会設置要綱」（以下「選定委員会」という。）に報告する。

選定委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、上記要件に適合しないと判断された者は失格とする。

なお、その結果を、令和５年１２月２６日（火）までに参加申込者へ通知する。

（２）　参加要件確認の結果、参加資格を有すると認められた者に対しては、企画提案書等の提出の要請を行うとともに、ヒアリングの日時等について通知する。

（３）　参加要件確認の結果、参加要件を満たさなかった者に対しては、その旨及びその理由を書面でメールにより通知する。

８　企画提案書の提出

（１）　提案書（Ａ４、形式自由）

業務受託にあたって、事業者が持つ業務に関する幅広い見識を活かした提案とし、併せて次の内容についても盛り込むこと。

ア　受託業務の運営方針について

イ　受託業務の体制及び業務の効率化について

ウ　従事者に対する衛生管理等に関する教育・研修体制等について

エ　同種業務の受託実績について

オ　その他、病院事業をサポートするにあたっての提案

（２）　見積書（様式第８）

請求に係る全ての費用について月額及び年額がわかるようにすること。

（３）　書類作成上の留意事項

文字サイズは、10 ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

また、企画提案書評価者が、特段の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記すること。

（４）　提出部数

５部

（５）　提出期限

令和５年１２月２８日（木）　１７時まで

（６）　提出先及び方法

美東病院へ持参又は郵送で提出すること。

持参の場合は、９時から１７時まで（土･日曜日、祝日を除く）に提出すること。

９　企画提案等の評価

実施要領７の審査の結果、選定対象となった者には、必要に応じてプレゼンテーションを実施させ、次の方法で業務受託事業者を決定する。

（１）　実施予定日時

令和６年１月１７日（水）　１３時から

（２）　出席者

出席人数は、４人以内とする。

（３）　実施方法

ア　説明は、事前に提出された企画提案書等のみで行うものとする（提出された企画提案書のみプロジェクターで投影可)。

イ　一事業者につき、説明（２０分以内）と質疑応答（１０分程度）の３０分程度を予定

ウ　説明は、主担当者になる予定の者が中心となって行うこと。

エ　実施予定日時は変更になる場合がある。対象者には別途通知する。

10　受託候補者の選定

（１）　選定の方法

選定委員会は、別表評価表に基づく評価の結果、各評価委員の平均点７０点以上（１００点満点中）の評価を得た提案者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし､この場合においても同数となった場合には、多数決により選定する。

（２）　選定結果の通知等

受託候補者に対しては､「選定通知書」でその旨を通知する。受託候補者に選定されなかった提案者に対しては､「非選定通知書」でその旨を通知する。

また、病院事業局ホームページにおいても選定結果について公表する。その場合、受託候補者については名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の提案者についても、名称を伏せて採点結果を公表する。

11　契約の締結

受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不適当を認められる事態が生じた際は、契約を締結しない。この場

合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合は、美東病院は、本プロポーザルの審査結果の上位の者から順に契約締結に係る交渉を行うものとする。

12　失格事項

参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効・失格とする。

（１）　参加資格要件を満たさなくなった場合

（２）　参加申込書提出の日から契約締結日までの間において、参加資格要件を満たさなくなった場合

（３）　期限内に関係書類が提出されなかった場合

（４）　提案書等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合

（５）　プレゼンテーションに参加しなかった場合

（６）　本プロポーザルの審査に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められる場合

（７）各前号に定めるほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

13　その他留意事項

（１）　参加申込者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

（２）　提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、美東病院は、その責任を負わない。配達記録郵便の利用、電話又は電子メールなどで提出確認を行うなどの対策を講じること。ただし、天変地異により交通手段が無いなどの場合は除く。

（３）　提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（４）　業務引継ぎに係る費用は、受託業者の負担とする。

（５）　提出書類は、返却しない。

（６）　提出期限以降の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は、認めない。

（７）　提出書類は、本プロポーザルのみに使用し、目的以外には使用しない。

（８）　本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、美祢市情報開条例で規定する不開示情報に該当すると認められるもの以外は公開するものとする。

14　問合せ先及び資料等の提出先

（１）　名　称　　美祢市病院事業局美祢市立美東病院

（２）　所在地　　〒754-0211　美祢市美東町大田 3800 番地

（３）　連絡先　　TEL：08396-2-0515

FAX：08396-2-0502

Mail アドレス：byouinmitou@city.mine.lg.jp

「美祢市病院局美祢市立美東病院食品納入業務」受託事業選定審査に係る評価表

<table>
<tr><th>区分</th><th>評価項目</th><th colspan="2">基準点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">① 病院のニーズへの対応</td><td>病院との連絡調整対応能力</td><td>10</td><td rowspan="2">15</td></tr>
<tr><td>メニュー展開等の患者サービス等の考え方</td><td>5</td></tr>
<tr><td rowspan="3">② 信頼されるサービスの提供</td><td>従事員に対する教育、研修体制及び業務支援体制</td><td>10</td><td rowspan="3">25</td></tr>
<tr><td>衛生管理体制（食品加工時から納入まで）</td><td>10</td></tr>
<tr><td>病院への情報提供</td><td>5</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③安定的かつ継続的な事業運営</td><td>会社の優位性や特徴、企業理念</td><td>10</td><td rowspan="4">30</td></tr>
<tr><td>適正かつ安定・安全性が高い食品の納入</td><td>10</td></tr>
<tr><td>同種事業の受託実績</td><td>5</td></tr>
<tr><td>本社の連絡・支援体制</td><td>5</td></tr>
<tr><td>④病院経営の経済性</td><td>病院の経営効率化に係る提案</td><td>10</td><td>10</td></tr>
<tr><td>⑤緊急時への対応</td><td>災害、緊急時の対応</td><td>10</td><td>10</td></tr>
<tr><td>⑥委託料</td><td>提案に対する見積額の妥当性</td><td>10</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td colspan="2">100</td></tr>
</table>